

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)の施行に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号。以下「令」という。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるとともに、結核患者の医療費の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一九規則一一二・一部改正)

(健康診断勧告書)

第二条 法第十七条第一項(法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)及び法第四十五条第一項の規定により健康診断の勧告を行うとき、又は行ったときは、別記第一号様式により通知しなければならない。

(平一六規則二三・一部改正)

(健康診断措置書)

第三条 法第十七条第二項(法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)及び法第四十五条第二項の規定による健康診断の措置を行うとき、又は行ったときは、別記第二号様式により通知しなければならない。

(平一六規則二三・一部改正)

(就業制限等通知書)

第四条 法第十八条第一項(法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)の規定による患者への感染症患者等の届出、就業制限等の通知は、別記第三号様式により行わなければならない。

(平一六規則二三・一部改正)

(入院勧告書)

第五条 法第十九条第一項(法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第二十六条において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)及び法第四十六条第一項の規定により入院の勧告を行うとき、又は行ったときは、別記第四号様式により通知しなければならない。

(平一六規則二三・一部改正)

(入院措置書)

第六条 法第十九条第三項(法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、

法第二十六条において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)及び法第四十六条第二項の規定により入院の措置を行うとき、又は行ったときは、別記第五号様式により通知しなければならない。

(平一六規則二三・平二四規則五・一部改正)

(入院の延長勧告書)

第七条 法第二十条第一項及び第四項(法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第二十六条において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)並びに法第四十六条第四項の規定により入院の延長勧告を行うとき、又は行ったときは、別記第六号様式により通知しなければならない。

(平一六規則二三・一部改正)

(入院の延長措置書)

第八条 法第二十条第二項及び第四項(法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第二十六条において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)並びに法第四十六条第四項の規定により入院の延長措置を行うとき、又は行ったときは、別記第七号様式により通知しなければならない。

(平一六規則二三・一部改正)

(消毒等措置命令書)

第九条 法第二十七条第一項及び法第二十九条第一項の規定(これらの規定が、法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)並びに法第五十条第一項の規定による感染症の病原体に汚染された場所等の消毒並びに感染症の病原体に汚染された物件等の移動の制限及び禁止、消毒並びに廃棄の命令を行うときは、別記第八号様式により通知しなければならない。

(平一六規則二三・一部改正)

(感染症指定医療機関の指定の申請書)

第十条 法第三十八条第二項の規定による第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の指定の申請書は、別記第九号様式による。

第十条の二 法第三十八条第二項の規定による結核指定医療機関の指定の申請書は、別記第九号様式の二による。

(平一九規則一一二・追加)

(感染症指定医療機関指定書の交付)

第十一条 前二条の申請に対して法第三十八条第二項の規定により指定したときは、別記第十号様式による感染症指定医療機関指定書を交付する。

(平一九規則一一二・一部改正)

(感染症指定医療機関の辞退)

第十二条 法第三十八条第八項の規定による感染症指定医療機関(法第六条第十二項の感染症指定医療機関のうち、特定感染症指定医療機関を除いたものをいう。次条及び第十三条の二において同じ。)の辞退の届出は、別記第十一号様式による。

(平一九規則一一二・平二四規則五・一部改正)

(感染症指定医療機関の変更)

第十三条 感染症指定医療機関に次の各号のいずれかに掲げる事由が発生したときは、その開設者は、別記第十二号様式による変更届を三十日以内に知事に提出するものとする。

- 一 名称の変更
- 二 所在地の変更
- 三 開設者の氏名及び住所の変更

(平一九規則一一二・一部改正)

(申請書等及び感染症指定医療機関指定書の経由)

第十三条の二 法第三十八条第二項の規定による申請(結核に係るものに限る。)並びに同条第八項及び前条の規定による届出(結核に係るものに限る。)は、市町村(保健所を設置する市を除く。以下同じ。)の存する区域にあっては、当該申請又は届出に係る感染症指定医療機関の所在地を管轄する保健所長を経由して行うものとする。

2 第十一条の規定による感染症指定医療機関指定書の交付(結核に係るものに限る。)は、市町村の存する区域にあっては、前項の規定により経由した保健所長を経由して行う。

(平一九規則一一二・追加)

(入院医療費の公費負担)

第十四条 法第三十七条第一項(法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)の規定による入院患者の医療に要する費用の公費負担の申請は、別記第十三号様式による申請書によるものとする。

2 法第三十七条の二第一項の規定による結核患者の医療に要する費用の公費負担の申請は、別記第十三号様式の二による申請書によるものとする。

3 前二項の規定による申請書の作成に際し、患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)が申請書を作成できない場合は、当該患者の入院に係る勧告又は措置を行った保健所又は入院先の感染症指定医療機関は、当該患者又はその保護者の同意に基づき申請書の作成を代行することができる。

4 知事は、第一項の申請に基づき公費負担することを決定したときは、別記第十四号様式による通知書により申請者に通知するものとする。

5 法第三十七条第二項(法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)の規定による

患者若しくはその配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者(以下「患者等」という。)の負担(以下「自己負担」という。)の額は、別表に定めるところにより知事が認定する。

- 6 第四項に規定する公費負担の決定に当たり、別表に定める認定基準により当該患者等の自己負担が生じる場合は、知事は金額を明示してこれを通知し、患者等に対し当該自己負担に係る請求をするものとする。
- 7 知事は、特別の事情があると認めるときは、第五項の認定による自己負担額を変更し、又は請求を猶予することができる。
- 8 知事は、第二項の申請に基づき医療に要する費用について公費負担することを決定したときは別記第十四号様式の二による患者票(以下「患者票」という。)を交付するものとし、公費負担しないことを決定したときは別記第十四号様式の三による通知書により申請者に通知するものとする。

(平一二規則二三七・追加、平一六規則二三・平一九規則一一二・一部改正)

(骨関節結核の装具費に係る請求)

第十五条 省令第二十条の二第三号に掲げる骨関節結核の装具療法に係る医療に要する費用の公費負担の請求は、別記第十五号様式及び第十六号様式による。

(平一九規則一一二・追加)

(住所の変更)

第十六条 法第三十七条の二第一項の申請に基づき医療に要する費用について公費負担することを決定された患者が住所を変更したときは、別記第十七号様式による住所変更届を患者の居住地を管轄する保健所長に提出するものとする。

(平一九規則一一二・追加)

(医療機関の変更届)

第十七条 省令第二十条の三第五項の規定による医療機関の変更の届出は、別記第十八号様式による変更届によるものとする。

(平一九規則一一二・追加)

(医療内容の変更申請)

第十八条 結核患者又はその保護者は、法第三十七条の二第一項の申請に基づき公費負担することを決定された医療のうち病院又は診療所への収容期間を変更しようとするときは、別記第十九号様式による申請書を患者の居住地を管轄する保健所長に提出するものとする。

(平一九規則一一二・追加)

(医療費の助成)

第十九条 知事は、法第三十七条の二第一項の規定による医療に要する費用の公費負担を受ける結核患者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの(以下「助成対象者」という。)が同項の厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の額から同項の規定によ

り東京都(以下「都」という。)が負担する額(法第三十九条第一項が適用される場合は、同項の規定により都が負担することを要しない額に都が負担する額を加えて得た額)を控除した額について、当該結核患者又はその保護者の申請により助成を行うものとする。

一 都の区域内に居住する者で、次に掲げる法律の規定により医療に関する給付を受けているもの(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に係る者にあつては、同法の規定による国民健康保険組合の被保険者に限る。)。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定による保護を受けている世帯に属する者、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十条の療育の給付を受給している者その他これらに類する者として知事が認めるものを除く。

イ 国民健康保険法

ロ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

ハ 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

ニ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

ホ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)

ヘ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

ト 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

二 医療を受ける月の属する年度(医療を受ける月が四月又は五月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の市町村民税(同法の特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(特別区及び市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税非課税者」という。)。ただし、二十歳未満の者にあつては、その者に係る国民健康保険法の規定による国民健康保険組合の被保険者、健康保険法の規定による被保険者(同法第三条第二項の日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による組合員、私立学校教職員共済法の規定による加入者、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者又は健康保険法第二百二十六条の日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者(同法第三条第二項ただし書の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。以下「被保険者等」という。)があるときは当該被保険者等が、その者に係る被保険者等がない場合(その者が被保険者等である場合を除く。)において主としてその者の生計を維持する扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)があるときは当該扶養義務者が市町村民税非課税者であるもの

(平一九規則一一二・追加、平二〇規則九二・平二四規則五・一部改正)

(申請)

第二十条 前条の助成を受けようとする結核患者又はその保護者は、別記第十三号様式の二による申請書に同条第二号に該当することを証明する書類を添付して知事に申請しなければならない。ただし、添付書類について、知事が添付する必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(平一九規則一一二・追加)

(助成対象者の認定)

第二十一条 知事は、前条の規定による申請があったときは当該申請をした者に対し、当該申請に係る結核患者が助成対象者の要件に該当するか否かを審査し、助成対象者であると認めるときは患者票を交付し、認めないときは別記第十四号様式の三による通知書によりその旨を通知する。

(平一九規則一一二・追加)

(助成の期間)

第二十二条 第十九条の規定により助成を行う期間は、第二十条の申請書を受理した日から法第三十七条の二第四項の規定により同条第一項の申請に基づく費用の公費負担が打ち切られる日までとする。ただし、前条の規定により認定を受けた結核患者(以下「認定患者」という。)が助成対象者でなくなったときは、当該助成対象者でなくなった日までとする。

(平一九規則一一二・追加)

(患者票の提示)

第二十三条 患者票の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、第十九条の助成に係る医療を受け、又は受けさせるに当たっては、患者票を都と契約を締結した医療機関等(以下「契約医療機関等」という。)又は都立病院に提示しなければならない。

(平一九規則一一二・追加)

(助成に係る患者票の返還)

第二十四条 被交付者は、認定患者が医療を受ける必要がなくなったとき又は助成対象者でなくなったときは、速やかに、患者票を知事に返還しなければならない。ただし、引き続き法第三十七条の二第一項の規定による結核患者の医療に要する費用の公費負担を受ける場合にあっては、知事が患者票に所要の修正を加えることをもって、この条の規定による返還を要しない。

(平一九規則一一二・追加)

(申請内容等の変更の届出)

第二十五条 被交付者は、次に掲げる場合は、別記第二十号様式による変更届を知事に提出しなければならない。

- 一 住所を変更したとき。
- 二 医療機関を変更したとき。
- 三 第十九条第二号に該当しなくなったとき。

(平一九規則一一二・追加)

(助成の方法)

第二十六条 第十九条の助成は、契約医療機関等及び都立病院に対し、知事が当該助成に

係る費用を支払うことにより行う。ただし、知事が必要と認めた場合は、被交付者に対して支払うことができる。

- 2 契約医療機関等及び都立病院は、患者票の提示を受けて法第三十七条の二第一項の医療を行ったときは、診療報酬のうち前項の助成を行う費用を知事に請求するものとする。
(平一九規則一一二・追加)

(委任)

第二十七条 第二十条の規定による申請書等の受理、第二十一条の規定による審査並びに患者票の交付及び通知、第二十四条の規定により返還される患者票の受理及び修正並びに第二十五条の規定による変更届の受理に関する事務については、市町村の存する区域にあっては、法第三十七条の二第二項の保健所長に委任する。
(平一九規則一一二・追加)

(療養費の支給の申請)

第二十八条 法第四十二条第一項(法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)の規定による療養費の支給の申請は、別記第二十一号様式による申請書によるものとする。

- 2 知事は、前項の申請により療養費を支給することを決定したときは、別記第二十二号様式による通知書により申請者に通知するものとする。
3 療養費の支給の申請及び患者等の自己負担については、第十四条第三項及び第五項から第七項までの規定を準用する。

(平一二規則二三七・追加、平一六規則二三・一部改正、平一九規則一一二・旧第十五条繰下・一部改正)

(病院管理者の行う届出)

第二十九条 法第五十三条の十一の規定による病院管理者の行う届出は、別記第二十三号様式による届出票によるものとする。
(平一九規則一一二・追加)

別表(第14条関係)

(平12規則237・追加、平16規則23・平20規則265・一部改正)

第1 認定の基準		
1 法第37条第2項(法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)の入院患者の自己負担額は、月額によって決定するものとし、その額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していないときには、前々年分の所得税額。以下同じ。)を合算した額を基礎として、次表により認定した額とする。		
	所得税額の合算額(年額)	自己負担額(月額)
	147万円以下	0円

	147万円超	2万円。ただし、入院に要した医療費の額から他の法律により給付を受けることができる額(法第39条に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が、2万円に満たない場合はその額	
<p>2 月の中で公費負担を開始し、又は終了する場合は、その月の自己負担額の認定に当たっては、日割計算をするものとし、1の表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額にその月中の公費負担の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てる。</p> <p>3 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法による保護を受けている場合には、所管の福祉事務所長の証明により、自己負担をさせないものとする。</p>			